

令和5年9月27日
環境生活部人権同和対策課 吉田
電話 0852-22-6849

「島根県パートナーシップ宣誓制度」の開始について

島根県と県内全市町村は、10月1日から「島根県パートナーシップ宣誓制度」を共同で開始します。

1. 制度の概要

お互いを人生のパートナーと約束する性的少数者のカップルが協力して、共同生活を行うことを宣誓し、島根県はお二人の関係性を証明するものとして「宣誓書受領カード」等を交付する制度です。宣誓書受領カードを提示することで、県や市町村が行う行政サービスや各種民間のサービスを受けられるようになります。

この制度は、性的少数者のカップルが抱える支障や不安が少しでも解消され、誰もが自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指し、県と県内全市町村の共同事業として実施するものです。

2. 宣誓の要件

- ①双方が成年に達していること（満18歳以上）
- ②いずれか一方が県内在住又は県内へ転入予定であること
- ③双方に配偶者（事実婚を含む）がないこと
- ④双方が宣誓者以外の人とパートナーシップの関係にないこと
- ⑤近親者同士でないこと（養子縁組による近親者を除く）

3. パートナーシップ宣誓制度で利用できるサービス（別紙 サービス一覧表）

- ・県及び市町村の公営住宅の入居申込み、公立病院等での面会・病状説明・手術同意
- ・不動産や金融、生命保険等の民間サービス
- ・利用できるサービスについては、調整が整ったものから、随時、ホームページで公表する。

4. 手続きの流れ

(1) 宣誓日時の事前予約

- ・宣誓を希望する日の2週間前までに、電話またはメールで予約
- ・予約の受付は令和5年10月1日から開始（10月1日はメール受付のみ）
- ・連絡先

人権啓発推進センター (松江) TEL : 0852-22-6051

西部人権啓発推進センター (浜田) TEL : 0855-29-5503

メール : jinken-c@pref.shimane.lg.jp

(2) 宣誓当日

- ・二人で来所（人権啓発推進センター又は西部人権啓発推進センター）
- ・職員立会いのもと、宣誓書に必要事項を記入し、必要書類とともに提出
- ・宣誓の要件を確認後、書類に不備等がなければ、「宣誓書受領カード」及び「宣誓書の写し」を1時間～1時間半程度で交付